

各高等学校剣道部顧問殿  
各高等学校剣道部部員殿

令和 6 年 9 月 10 日  
東京都高体連剣道専門部  
部長 齋藤 栄昭

### 今後の大会・試合運営について(通知)

時下 ますますご清栄のことと存じます。日頃より本専門部の諸事業にご理解とご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、全日本剣道連盟(以下、全剣連)から令和 6 年 8 月 6 日付で新たな見解が示されました。これを受けて全国高体連剣道専門部(以下、高体連)からの通知により、この新たな見解に則って本専門部も大会・試合を運営していくこととなりました。

各学校の剣道部顧問・部員の皆様におかれましては、全剣連の通知(下記参考)、並びに下記をご確認いただき周知・徹底していただくようお願い申し上げます。

### 記

1. 全剣連「剣道試合・審判・運営要領の手引き」の改訂については、高体連も通知の通り 2024 年 9 月 1 日から適用する。
2. 高体連におけるシールド等の扱いについても、「シールドもしくは、面マスクの着用」とする。シールドもしくは、面マスクを着用していない場合は、「失格(負け)」とせず、着用するよう「指導」する。(シールドもしくは、面マスクの着用は必須ということ)

#### 「指導」の内容

試合中にシールドもしくは、面マスクを着用していない選手が発覚した場合は、

1. 主審は、その場で試合を中断し、当該選手にシールドもしくは、面マスクの着用を求める。
  2. 審判主任は、中断している間に、監督に対して、選手がシールドもしくは面マスクを着用するよう指導する。
  3. 主審は、当該選手のシールドもしくは、面マスクの着用を確認したのち、試合を再開する。
- ※なお、面マスクについては、市販の不織布マスク等も可とする。

3. 鏝競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鏝競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導する。
4. 審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しても、「暫定的試合審判法」実施以前に戻す。(運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める)

\*参考 全剣連お知らせ <https://www.kendo.or.jp/information/20240806/>

以上